

国立大学法人電気通信大学職員兼業規程

平成16年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成23年 3月29日

平成28年 3月23日

(目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則」（以下「就業規則」という。）

第29条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の兼業について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条各号に定める職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、兼業とは、報酬の有無にかかわらず、職員が、職員としての身分を保有したまま、勤務時間外に定められた職務以外の業務を行うことをいう。

(兼業の原則)

第4条 職員は、原則として商業、工業または金融業その他営利を目的とする事業を営むことを目的とする会社（以下「営利企業」という。）その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、または自ら事業を営んではならない。

2 職員が、報酬を得て、営利企業以外の会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うときに、職員から兼業の許可の申請があった場合には、学長は、第5条の基準等に照らし、許可することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には兼業の許可は行なわない。

一 兼業を行なおうとする職員が従事する職務と当該団体、事業または事務との間に特別の利害関係があり、またはその発生のおそれがある場合。

二 兼業のため勤務時間をさくことにより職務の遂行に支障が生ずると認められる場合。

三 兼業による心身の著しい疲労のため、大学の職務遂行上その能率に悪影響を与えること認められる場合。

四 大学と兼業先との間に物品の購入等の特殊な関係がある場合。

五 兼業する事業の経営上の責任者となる場合。

六 兼業することが、大学の職員としての信用を傷つけ、または大学全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合。

4 職員は、兼業を行う場合には、国立大学法人法に定める国立大学法人の使命とその業務の公共性を自覚し、就業規則第3章各条の規定を遵守するものとする。

5 第1項に定める自ら営む事業のうち、別に定める基準に満たないものは、これにあたらぬものとする。

(兼業の許可の基準)

第5条 兼業は、前条の原則に従い、次の各項に定める許可の基準の範囲内において行うものとする。

2 職員が、営利企業等以外の会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行う場合で次の各号のいずれにも該当しない場合。

一 営利企業の事業に関与する場合

ただし、次の場合に該当するときは、許可することができる

イ 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合。

ロ 大学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合。

ハ 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等または文化講座等の非常勤講師で従業員教育または社会教育の一環と考えられる場合。

ニ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、または研究開発に関する技術指導に従事する場合。

ホ 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行なうことが義務付けられている場合。

二 営利企業以外の事業の職で職責が重大で、次に掲げるものに該当する場合

(1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合。

(2) 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校または幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合。

(3) 一般社団法人、一般財団法人、公益法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員等（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等）を兼ねる場合。

ただし、上記(3)にかかわらず、次に掲げる法人等の役員等を兼ねる場合は、許可することができる。

イ 国際交流を図ることを目的とする法人等

ロ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等

ハ 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等

ニ 育英奨学に関する法人等

ホ 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等

ヘ その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

- 三 部局長等が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
 - 四 大学等の入学試験の準備を目的として設置または開校されている予備校またはこれに類する教室、塾、講座等の講師を行なう場合
 - 五 勤務時間をさき、またはさくおそれのある職につく場合
 - 六 地方公共団体その他の団体の常勤の職につく場合
 - 七 その他兼業によって職責遂行に支障をきたすおそれのある場合
- 3 特に教育研究職員が、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合において、次の第1号に掲げる教育に関する事業若しくは事務の範囲内の職を兼ねる場合は第2号によるものとする。なお、この場合には、許可によらず承認によるものとする。

(1) 教育に関する事業若しくは、事務の範囲

- イ 国立大学法人、大学共同利用機関法人または独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち教育を担当し、または教育事務（庶務または会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職
- ロ 公立、私立の学校、専修学校、各種学校または放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
- ハ 独立行政法人である博物館その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
- ニ 公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
- ホ 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
- ヘ 国立大学法人、大学共同利用機関法人または独立行政法人国立高等専門学校機構の役員、顧問、参与または評議員の職及びこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
- ト 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職及びこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
- チ 国会、裁判所、防衛省、公共企業体または地方公共団体に附置された機関または施設の長及びこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

(2) 次の各号の一に該当するものは、原則として承認することができない。

- イ 国立大学法人、大学共同利用機関法人または独立行政法人国立高等専門学校機構の法人の長または役員の職を兼ねる場合
- ロ 公立、私立の学校、専修学校、各種学校または放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- ハ 独立行政法人である博物館その他の社会教育施設の長を兼ねる場合

- ニ 公立または私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
 - ホ 教育委員会の委員を兼ねる場合
 - へ 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人または独立行政法人国立高等専門学校機構の役員の職を兼ねる場合
 - ト 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
 - チ 国会、裁判所、防衛省、公共企業体または地方公共団体に附置された教育関係機関または施設の長を兼ねる場合
 - リ 前項四号～七号に該当する場合
- ただし、ホについては部局長等を除き承認することができる。

4 営利企業等における兼業で、次の各号に定める特別な場合は許可によらず承認によるものとする。

- 一 教育研究職員が技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問または評議員の職を兼ねる場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
 - イ 技術移転兼業を行おうとする教育研究職員が、技術に関する研究成果またはその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
 - ロ 教育研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業または大学認定事業に関係するものであること。
 - ハ 教育研究職員等が従事する職務と承認の申出に係る技術移転事業者（商法上の親会社を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。
 - ニ 承認の申出前2年以内に、教育研究職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
 - ホ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 二 教育研究職員が研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問または評議員の職を兼ねる場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
 - イ 承認の申出に係る教育研究職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。
 - ロ 教育研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。
 - ハ 教育研究職員等が従事する職務と承認の申出に係る研究成果活用企業（商法上の親会社を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。
 - ニ 承認の申出前2年以内に、教育研究職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
 - ホ 教育研究職員が就こうとする役員等としての職務内容に、大学に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていな

いこと。

へ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

三 教育研究職員が株式会社または有限会社の監査役の職を兼ねる場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合

イ 承認の申出に係る教育研究職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を教育研究職員の職務に関連して有していること。

ロ 教育研究職員等が従事する職務と承認の申出に係る株式会社等（商法上の親会社を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係またはその発生のおそれがないこと。

ハ 承認の申出前2年以内に、教育研究職員が当該申出に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

ニ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（短期間の兼業）

第6条 第5条の基準を満たす兼業であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の許可は要しない。ただし、あらかじめ大学へ届けなければならない。

(1) 1日限りのとき

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間が10時間までのとき

2 前項の日数の算出に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

（兼業の手続き）

第7条 職員は、兼業を行おうとする場合は、学長に対し、事前に申請書及びその他の関係書類を提出して申請するものとする。

2 学長は、職員から兼業の申請があった場合、第4条に定める兼業の原則及び第5条に定める兼業の許可の基準に適合するかどうかを審議し、許可を与えるものとする。

3 兼業の手続きについてその他必要な事項は、別に定める。

（許可のない兼業）

第8条 学長は、職員が許可なく兼業を行った場合または許可された内容と異なる兼業を行った場合は、懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒処分について必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学職員懲戒規程」による。

（勤務時間内における他法人等からの協力要請業務）

第9条 大学の運営上必要な産学官連携活動や、地域社会への貢献にかかわる業務であって、外部の法人等から協力要請を受けたもののうち、次の各号の全てに該当するものについては、学長はこれを勤務時間内に行うことを許可することができる。

一 職員個人としての報酬を受けないこと

二 本来の職務に支障がないこと

三 外部の法人等から文書で学長に対して依頼されたものであること

四 営利企業等の役員に就任し、または従業員として雇用されて行うものではないこと
(兼業審査委員会)

第10条 第5条第4項の承認を行うにあたり、手続の透明性・公正性の確保を図るため、
大学に兼業審査委員会（以下「審査会」という）を置く。

2 審査会は所定の審査基準に照らし当該申請の審査を行い、審査資料を確定し、それをも
って審査会の意見として学長に提出する。

(審査事項)

第11条 審査会は、申請された兼業についてその内容の適否及び当該申請者の職務の遂行
または管理運営等への支障の有無を審査するものとする。

(審査会の構成)

第12条 審査会は、申請者の所属に応じ次の各号に定める委員で構成する。

一 学長が指名する理事又は職員

二 申請者の所属する学域、研究科、センター等の長

三 申請者の所属する類の長、専攻の長又はセンター等の運営委員会委員等から学長が
指名する者 1名

2 学長は、委員となるべき者が、第5条第4項の審査の対象となる場合は審査会に加え
ないものとする。

3 学長は、第1項第二号または第三号の者が、前項に該当する場合は、申請者の所属組
織から他の者を委員に指名するものとする。

4 学長が必要と認めるときは、第1項第一号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第
12条の3に定める副委員長とすることができる。

(委員長)

第12条の2 審査会に委員長を置き、前条第1項第一号の者をもってあてる。

2 委員長は、審査会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(副委員長)

第12条の3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者と
して、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第13条 審査会は必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前において、既に許可、承認、同意を得ている又は届出を行って

いる兼業については、この規程に基づく許可、承認を得た又は届出を行ったものとして取扱うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。